相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市への定住・移住の推進及び中古住宅の流通を図ることを目的とし、子育て世帯や若年世帯が中古住宅を購入する際に要する費用の一部又は、子世帯が親世帯と同居するために親世帯が所有する住宅を改修する際に要する費用の一部を補助するため、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和４５年相模原市規則第２３号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）住宅　人の居住の用に供する建築物又は建物の区分所有等に関する法律(昭和３７年法律第６９号)第２条第３項に規定する専有部分(以下「マンション」という。)

（２）中古住宅　相模原市内(以下「市内」という。)で住宅のうち、居住の用に供したことのある既存住宅

（３）パートナーシップ宣誓者　相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則(令和２年相模原市規則第３号)に基づき、パートナーシップを宣誓した市民又は宣誓予定者

（４）子育て世帯　１８歳以下の子とその親

（５）若年世帯　３９歳以下の妊婦又はいずれも３９歳以下の夫婦若しくはパートナーシップ宣誓者(予定者を含む)

（６）親世帯　子育て世帯又は若年世帯のどちらかの実父母若しくは養父母

（７）子世帯　子育て世帯又は若年世帯

（８）同居　親世帯と子世帯が同一の住宅に居住すること。ただし、マンションの場合にあっては、同一専有部分に限る。

（９）近居　子世帯が親世帯の住宅の敷地から直線距離で２キロメートル以内に居住すること

（１０）居住誘導区域　相模原市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

（１１）中山間地域　地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第７条の規定に基づく告示（平成１７年８月１２日総務省告示第８８７号）前の津久井郡津久井

町及び同郡相模湖町並びに同法同条に基づく告示（平成１８年８月７日総務省告示第４４３号）前の津久井郡藤野町をいう。

（１２）災害ハザード　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項における土砂災害警戒区域及び第９条第１項における土砂災害特別警戒区域並びに建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項における災害危険区域並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項における急傾斜地崩壊危険区域並びに水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項及び第２項に基づき神奈川県が公表している洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））に含まれる区域をいう。

（１３）補助金　相模原市子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

（１）居住誘導区域又は中山間地域の災害ハザードを除いた区域（以下「補助対象区域」という。）に存する中古住宅を購入(請負、売買等により住宅の所有権を取得することをいう。以下「購入」という。)し、又は改修する者。ただし、改修する場合にあっては、親世帯と子世帯が同居するために親世帯が所有する住宅を改修する者。

（２）補助金実績報告申請時までに本市の住民基本台帳に記録され、補助金受領後その住宅に５年以上住み続ける意思がある者

（３）子育て世帯又は若年世帯に属する者

（４）補助対象者の世帯員(以下「世帯員」という。)が相模原市暴力団排除条例(平成２３年条例第３１号)に規定する暴力団員等でないこと及び同条例に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にない者であること

（５）世帯員が補助金の交付を受けていない者

（６）世帯員のうち納税の義務がある者全員が、市税等の滞納がないこと

（補助金の種類）

第４条　補助金の種類は、次のとおりとする。

（１）中古住宅購入費補助金　子育て世帯及び若年世帯が新たに補助対象区域に存

する中古住宅を購入する経費の一部について交付する補助金

（２）中古住宅改修費補助金　子世帯が親世帯と同居するために補助対象区域に存する親世帯が所有する住宅を改修する経費の一部について交付する補助金

(補助対象住宅及び補助対象改修)

第５条　補助対象住宅は、補助金実績申請時までに居住する住宅であって、次の第１号から第３号までを満たし、かつ、第４号又は第５号のいずれかを満たすものとする。

（１）補助対象区域に建築された住宅

（２）建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和５５年政令第１９６号)による改正後の建築基準法施行令の施行日以後に建築確認を受けた住宅又は同令による耐震性が確保されていることが証明できる住宅

（３）補助対象者又は世帯員のいずれかの所有であって、かつ、移転の登記がされている住宅

（４）住宅の購入にあっては、市内不動産事業者等が取り扱う住宅であって、消費税及び地方消費税相当額を含まず購入費用が５００万円以上となる中古住宅

（５）住宅の改修にあっては、補助対象住宅に対して市内施工業者が行う改修であって、消費税及び地方消費税相当額を含まず改修に要する費用が５０万円以上となる工事

(補助対象経費)

第６条　補助金の交付の対象となる経費は次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（１）中古住宅購入費補助金　対象世帯が新たに補助対象区域に存する中古住宅を購入するための住宅の取得に要する経費

（２）中古住宅改修費補助金　子世帯が親世帯と同居するために補助対象区域に存する親世帯が所有する住宅の改修に要する経費。ただし、契約を伴わない工事は除く。

２　前項の規定にかかわらず、補助交付申請時に、次に掲げる事由に該当する場合は補助対象としない。

（１）既に住宅を購入する契約を締結している場合

（２）既に改修工事の契約を締結している場合

（３）建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)及び建築基準関係規定(以下「建築

基準法等」という。)に違反する改修工事

（４）公共工事の施工に伴う補償の対象となる住宅

（５）その他市長が補助することが適当でないと認めるもの

(補助金の額)

第７条　補助金の交付額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計額とする。

（１）中古住宅購入費補助金

ア　基本額　５０万円

イ　加算額

（ア）親世帯と同居又は近居の場合　１５万円

（イ）対象世帯が市外から転入した場合　２０万円

（ウ）対象世帯が市内の居住誘導区域以外の区域から居住誘導区域へ転居した場合　１５万円

（エ）対象世帯の世帯員いずれかが市内企業勤務の場合　１５万円

（２）中古住宅改修費補助金

ア　基本額　対象工事費（税抜き金額）の５分の１

イ　加算額

（ア）対象世帯が市外から転入した場合　２０万円

（イ）対象世帯の世帯員いずれかが市内企業勤務の場合　１５万円

（ウ）対象世帯が市内の居住誘導区域以外の区域から居住誘導区域へ転居した場合　１５万円

（エ）津久井産材を利用した場合　５万円

２　前項の規定にかかわらず、中古住宅改修費補助金にあっては、基本額は４０万円を限度とする。

３　前２項の規定により算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第８条　中古住宅購入費補助金の交付を受けようとする者は、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金購入費補助交付申請書(第１号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（１）補助申請世帯全員の記載がある住民票の写し(３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの)

（２）世帯員のうち納税の義務がある者全員の納税証明書の写し。ただし、申請者又はその配偶者等に納税の義務がない場合にあっては、その者の課税証明書等の写し

（３）若年世帯のうち、３９歳以下の妊婦の要件で申請する場合にあっては、母子手帳の写し

（４）パートナーシップ宣誓を行っている場合にあっては、パートナーシップ宣誓書の写し

（５）市内に勤務している世帯員がいる場合にあっては、就労証明書等の写し

（６）昭和５６年５月３１日以前に建築確認済証を取得した住宅の場合にあっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類

（７）子世帯が親世帯と同居又は近居する場合にあっては、親世帯の住民票の写し（３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの）、及び子世帯の戸籍全部事項証明書の写し（ただし、住民票の写しで親子関係を証明できる場合は除く。）

（８）購入を予定している中古住宅の所在地（マンションの場合は部屋番号を含む。）、建築年月、価格が確認できる広告

（９）同意書及び誓約書（第２号様式）

（１０）その他、審査に当たり必要となる書類

２　中古住宅改修費補助金の交付を受けようとする者は、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金親世帯住宅改修費補助交付申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

（１）子世帯全員の記載がある住民票の写し（世帯主、続柄記載のもの）及び戸籍全部事項証明書の写し（ただし、住民票の写しで親子関係を証明できる場合は除く。）

（２）親世帯全員の記載がある住民票の写し（３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの）

（３）子世帯及び親世帯の世帯員のうち納税の義務がある者全員の納税証明書の写し。ただし、申請者又はその配偶者等に納税の義務がない場合並びに親世帯に

納税の義務がない場合にあっては、その者の課税証明書等の写し

（４）住宅改修工事に係る見積書及び内訳書の写し

（５）住宅改修工事に係る平面図その他改修箇所が確認できる書類

（６）住宅改修工事の施工前の状況が確認できる写真(補助対象工事を行う箇所のもので日付入りのもの)

（７）確認済証の写し又は確認台帳記載事項証明書の写し

（８）昭和５６年５月３１日以前に確認済証を取得した住宅の場合にあっては、耐震改修促進法に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を実施し、新耐震基準を満たしていることが確認できる書類

（９）市内に勤務している世帯員がいる場合にあっては、就労証明書等の写し

（１０）同意書及び誓約書

（１１）その他、審査に当たり必要となる書類

３　前項の改修工事に着手した場合にあっては、速やかに事業着手届(第４号様式)を市長に提出しなければならない。

４　現に申請の任に当たっている者が任意代理人の場合は、申請書等必要書類に加え、委任状を提出しなければならない。

５　補助金規則第４条第１項第１号から４号までに規定する書類の提出は、同条第２項の適用により、これを要しない。

(申請の終了)

第９条　市長は、申請受付期間であっても、交付申請による補助金額が予定額の総額を上回ることが確定した場合は、特段の周知を行わず受付を終了することができるものとする。

(交付決定)

第１０条　市長は、第８条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付の決定に当たり、必要があると認めるときは、当該申請者に対し報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付の可否を決定した時は、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定通知書(第５号様式)又は子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金不交付決定通知書(第６号様式)により当該申請者に通

知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第１１条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定を受けた者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

(補助金の交付申請の変更又は取下げ)

第１２条　交付決定を受けた者が補助内容の変更又は取下げの申請を行うときは、購入の場合にあっては、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付申請変更・取下げ申請書(第７号様式)、改修の場合にあっては、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付申請変更・取下げ申請書(第８号様式)に第８条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の申請において、変更後の交付申請額は当初の交付決定時の金額を上回ることはできない。

３　市長は、第１項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、決定しなければならない。

４　市長は、前項の決定を行ったときは、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定変更通知書(第９号様式)又は子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定取下げ決定通知書(第１０号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(完成届)

第１３条　補助金規則第１３条に規定する事業完成届は、次条に規定する実績報告書の提出により、届出があったものとみなす。

(実績報告)

第１４条　交付決定を受けた者は、対象住宅の購入及び所有権の移転登記並びに住民異動の手続きが完了した場合にあっては、速やかに子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書(第１１号様式)を、対象住宅の改修及び子世帯の住民異動の手続きが完了した場合にあっては、速やかに子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金実績報告書(第１２号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

（１）中古住宅購入費補助金

ア　補助対象世帯全員の住民票の写し(３か月以内に発行されたものであって

世帯主、続柄記載のもの）

イ　対象住宅の売買契約書の写し

ウ　登記全部事項証明書（建物）の写し又は登記情報提供サービスから取得する不動産登記情報（全部事項）（建物）を印刷したもの

エ　確認済証の写し又は確認台帳記載事項証明書の写し

オ　購入した住宅の写真(住宅の全景)

カ　親世帯と同居又は近居する場合にあっては、親世帯の住民票の写し(３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの)

キ　その他、審査に当たり必要となる書類

（２）中古住宅改修費補助金

ア　子世帯全員の住民票の写し(３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの)

イ　親世帯全員の住民票の写し(３か月以内に発行されたものであって世帯主、続柄記載のもの)

ウ　登記全部事項証明書（建物）の写し又は登記情報提供サービスから取得する不動産登記情報（全部事項）（建物）を印刷したもの

エ　工事契約書の写し

オ　領収書（工事内訳がわかるもの)の写し又はそれに類するもの(施工業者の名称、所在地の記載及び捺印のあるものに限る。)

カ　施工後の改修工事を行った部分の写真(日付入りのもの)

キ　間取り変更又は増改築等が生じる場合にあっては、住宅改修工事に係る平面図その他改修箇所が確認できる書類

ク　改修工事に津久井産材を使用した場合にあっては、さがみはら津久井産材流通確認証の写し

ケ　建築基準法の規定により建築物の建築等に関する申請及び確認が必要な補助対象工事を行った場合にあっては、建築基準法等の規定による検査済証の写し

コ　その他、審査に当たり必要となる書類

(交付額の決定)

第１５条　市長は、前条の規定による報告があったときは速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付額を決定するに当たり、必要があると認めるときは、当該報告者に対し報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

３　市長は、第１項の規定により補助金の交付額を決定したときは、補助金等の額確定通知書(第１３号様式)により当該報告者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第１６条　前条の規定により補助金の交付額の決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付請求書(第１４号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定通知書(第５号様式)の写し

（２）子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定変更通知書の写し(ただし、第１２条第４項により変更の決定を受けた場合に限る。)

（３）補助金等の額確定通知書の写し

（４）預金通帳等の写し

（５）その他請求に当たり必要な書類

(補助金の交付)

第１７条　市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

２　補助金の交付は、前条の規定による請求を行った者が指定する金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行う。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第１８条　市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金交付決定取消通知書（第１５号様式）により補助対象者に通知するものとし、既に交付した補助金がある場合にあっては、その全部又は一部の返還を子育て世帯等中古住宅購入・改修費補助金返還命令通知書(第１６号様式)により命ずることができる。

（１）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により補助対象住宅の購入又は改修を取りやめたとき

（２）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

（３）第１０条及び第１２条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、

５年を経過する前に補助対象住宅を譲渡又は貸し付けしたとき

（４）第１０条及び第１２条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、５年を経過する前に世帯全員が補助対象住宅から住民基本台帳の記録を変更したとき又は居住の実態がなくなったとき。ただし、死亡した場合を除く。

（５）第１０条及び第１２条の規定による補助金の交付を受けた日から起算して、５年を経過する前に親世帯との近居又は同居を解消したとき。ただし、死亡した場合を除く。

（６）その他この要綱の規定に違反したとき

２　前項の規定により命ぜられた者は、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。